

**情報科学研究科 2025年度 東北大学グローバル萩奨学金制度
募集要項（4月入学者用）**

【奨学金制度の趣旨】

東北大学グローバル萩奨学金制度は、本研究科に在籍する意欲と能力に溢れる優秀な学生に奨学金を支給することで、学術研究に専念できる環境を提供し、もって創造と変革を先導する人材を育成することを目的とするものです。

【対象者】※今回の募集は4月入学のM2・D1の学生が対象です。（10月入学者は対象外）

以下 1）～4）のいずれにも該当する者を対象とします。

- 1）4月入学者のうち2025年4月1日現在で情報科学研究科博士前期課程の2年次に在学し、博士後期課程への進学を強く希望する者、又は、4月進学・編入学者のうち2025年4月1日現在で情報科学研究科博士後期課程の1年次に在学する者。
（社会人学生も推薦可。ただし、在籍している企業・団体の就業規則や取扱いにより、奨学金の受給制限がある場合はその範囲内で推薦可能。）
- 2）学業成績、人物ともに優れている者。
- 3）本学および本研究科が実施する別紙に掲げる奨学金、奨励金等の支給を受けていない者。
- 4）本学以外の機関、民間その他団体等が実施する別紙に掲げる奨学金、給与等の支給による経済的支援を受けていない者。

【採用人数】

5名

【奨学金の支給額・交付について】

- 1）奨学金の支給額は、月額5万円とします。
- 2）奨学金は、2025年7月末頃に前期分として30万円、2026年1月末頃に後期分として30万円が奨学生本人名義の口座に振り込みになる予定です。
※後期分は在籍確認・他奨学金の支給状況を確認後支給予定です。

【奨学金の支給期間】

博士前期課程からの採用者は最長4年間、博士後期課程からの採用者は最長3年間、奨学金を支給します。

【申請方法】

本奨学金の支給を希望する者は、成績証明書（前期2年の課程のもの）のPDFファイルを添えて以下のGoogle formから申請してください。

※指導教員の下承を得たうえで申請すること。

申請〆切：2025年5月23日（金）正午

Google Form： <https://forms.gle/vx6QDE48sqdeJ4f78>

※申請期間後の差し替え等は一切認めません。

※このGoogle Formは「グローバル萩奨学金制度」および「博士後期課程学生特別支援制度」の共通の申請フォームです。（博士後期課程学生特別支援制度の〆切は5/20正午です）

※両方の応募要件を満たしている場合、このGoogle formから2つの奨学金に申し込むことが可能です。

※併給はできません。支援期間が重複する場合は、どちらかを辞退する必要があります。

【選考及び採用者の決定】

- 1) 本研究科内の採用候補者としての選考は、本研究科が組織する選考委員会において書類選考により行います。
- 2) 本研究科から推薦された採用候補者のうち奨学生として採用するものの決定は、学生生活支援審議会の議を経て総長が行います。
採用の決定は、2025 年 7 月頃に採用者へ通知予定です。

【支給の継続手続】

博士前期課程からの採用者は、本研究科の博士後期課程への進学をもって次年度の採用候補者とします。

奨学生の学年進行に伴う継続手続きは、年度末に本研究科において審査（奨学生本人からの報告書および指導教員推薦書）を行い、次年度の採用候補者とします。

【支給の取消】

- 1) 奨学生が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、それ以後の奨学金の支給を取り消します。
 - ① 退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合
 - ② 除籍された場合
 - ③ 死亡した場合
 - ④ 前述【対象者】の資格を満たさなくなった場合
 - ⑤ 後述【支給の停止】2) に定める期間を超えた場合
 - ⑥ 奨学生本人から辞退の申し出があった場合
 - ⑦ 学業成績が著しく不良であると認められた場合
 - ⑧ その他総長が奨学金の支給を取り消すに足る事由があると判断した場合
- 2) 奨学生は、「支給の取消 1)」に掲げる場合のいずれかに該当して奨学金の支給を取り消された場合において既に当該年度分の奨学金の振り込みを受けていたときは、奨学金の支給の取り消しの事由が生じた日から起算して、その残月数に奨学金の月額を乗じた額を返納しなければなりません。

【支給の停止】

- 1) 奨学生が奨学金の支給期間に休学した場合には、休学の開始日が属する月以降の奨学金の支給を停止します。
- 2) 奨学金の支給を停止する期間は、1 年を超えない範囲とします。
- 3) 奨学金の支給を停止した期間は、奨学金の支給期間に含めないものとします。
- 4) 奨学生は「支給の停止 1)」により奨学金の支給を停止された場合において既に当該年度分の奨学金の振り込みを受けていたときは、当該年度における休学の開始の日が属する月以降の月数に奨学金月額を乗じた金額を返納しなければなりません。

【採用者の義務等】

- 1) 前述の「支給の取消」に該当するため、奨学金の支給を辞退する場合には、速やかに届け出なければなりません。
- 2) 採用者は、1 年間の支給期間経過後、別途指定する学修状況報告書を作成のうえ提出しなければなりません。
- 3) その他、採用者に特別の事由が生じた場合は、その取り扱いについて本研究科教務委員会において判断します。

2025 年 5 月

東北大学 情報科学研究科 教務係
〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3-09
TEL: 022-795-5814 FAX: 022-795-5815
mail: is-kyom@grp.tohoku.ac.jp

別紙

奨学生の対象者について

本制度奨学生の資格対象外（取消・停止等）とする支援等は以下のとおりとします。

	各種支援等名称
学外・その他	・国費外国人留学生 ・政府派遣留学生 ・日本学術振興会特別研究員DC2・DC1 ・地方公共団体、その他民間奨学財団等の実施する給付型奨学金（併給不可のもの） ・社会人学生のうち、在籍する企業・団体により奨学金受給が不可の者
学内・研究科内	・学位プログラム（学際高等研究教育院含む） ・情報科学研究科博士後期課程学生特別支援制度 ・次世代AI人材育成プログラム ・高等大学院国際卓越研究者育成支援プログラム（RISE） ・戦略的学生受け入れプログラム ・リクルート戦略提案型プログラム ・東北大学基金を財源とする他の奨学金制度